

## 矢数医史学賞について

このたび、日本医史学会内の矢数基金（基金寄贈者・矢数道明氏）をもとに、「矢数医史学賞」を設けることにいたしました。規定は次のとおりです。

### 矢数医史学賞規定

- 一 日本医史学会（以下、学会と記す）に矢数道明氏より寄贈された基金により「矢数医史学賞」を設定する。
- 二 賞は医史学研究の優れた業績に対して授与するものとする。授賞は各年度ごとに一件とする。受賞者には副賞十五万円を贈る。
- 三 応募論文について、学会会員の内より学会理事会が選任した選考委員会で合議のうえ、受賞者を決定する。
- 四 基金寄贈者の意志を尊重し、基金は特別会計として独立に管理・運用する。
- 五 授賞の対象は単行本、各種刊行物掲載の論文等（以下、論文等と記す）とし、授賞前年の十二月三十一日より遡って二年以内に公刊されたものとする。
- 六 なお刊行物の奥付け日をもって公刊の日とする。授賞対象論文は公募とし、自薦・他薦を問わない。公募の方法については別に定める。
- 七 被推薦者は学会会員に限る。ただし推薦者は必ずしも学会会員である必要はない。

八 授賞は当該年度の学会総会で行なう。

（付則）

一 この規定は昭和六十三年五月二十九日から実施する。

### 矢数医史学賞公募規定

- 一 日本医史学会会員および関連学会（下記）へ関係書類を郵送する。
    - (i) 日本医史学会会員には「日本医史学会会報」の発送時に封する。
    - (ii) 同時に下記学会に発送する。
      - (一) 日本医学会
      - (二) 日本東洋医学会
      - (三) 日本齒科医史学会
      - (四) 日本薬史学会
      - (五) 日本科学史学会
      - (六) 日本化学史学会
      - (七) 日蘭学会
      - (八) その他
  - 二 推薦書は様式一に定める書類を使用する。
  - 三 推薦書には推薦対象の別刷論文（コピー可）もしくは著書の一部添付するものとする。
  - 四 添付書については返却しない。
  - 四 推薦書の締切は毎年一月三十一日とする。
- 詳しくは「会報二四号」をご覧ください。